川崎市１：２５，０００地形図

川崎都市計画総括図

用途スタンプについて

容積率(%)
用途地域
建蔽率(%)

高度地区と用途地域の関係

高度地区	用途地域
第１種高度地区	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
第２種高度地区	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
第３種高度地区	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	第２工業地域
	住居系用途地域で容積率が200%の地域
第４種高度地区	工業地域（住宅系の建築物に適用）

注）高度地区については詳細は裏面をご覧ください。

用途地域と外壁後退距離、敷地面積の最低限度の関係

用途地域	スタンプの種類	外壁後退距離	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	50/100 60/150 60/200	敷地境界から1m	120㎡（容積率が40%もしくは80%の地域）
	50/100 60/150 60/200	道路境界線と敷地境界から1m	
第二種低層住居専用地域	50/100 60/150 60/200		180㎡（容積率が100%の地域）

注）外壁後退距離について
第一種低層住居専用地域については、□は「道路境界線と敷地境界から1m」。
□は「敷地境界から1m」です。

凡例

注）この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものであり、測量成果を保証する「承認番号 令都市基交測第194号 令都市基交測第115号」

注）この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものであり、測量成果を保証する「承認番号 令都市基交測第194号 令都市基交測第115号」

1:25000

市町村名	川崎市
事項	
件名	川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（等々力緑地公園地区）
図面の名称	総括図
縮尺	1／25,000
番号	1/1
作成年月日	令和7年　月　日

問い合わせ先
川崎市 まちづくり局計画調整部都市計画課
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3739 ファクス 044-200-3969
メールアドレス:80toshikeikaku.kawasaki.jp

計画機関 川崎市